

- さらに、平成23年度第1次補正予算において、震災により就学等困難となった特別支援学校及び特別支援学級等の幼児児童生徒に対し就学支援を行うための経費や、障害のある幼児児童生徒も含め、被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費に加え、平成23年度第3次補正予算において、特別支援学校における学習活動の充実を図る外部専門家の活用のための経費を措置したところであり、障害のある幼児児童生徒の就学支援の確保を図っているところ。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」を作成し、ホームページに掲載 (<http://www.nise.go.jp/cms/6,3758,53.html>) するとともに、関係機関に配布。
- 文部科学省及び厚生労働省では、被災した障害のある子どもの状況把握及び支援、教育委員会、学校等が支援を必要とする子どもを把握した場合に保護者の意向を確認した上で市町村障害児福祉主管課に連絡するなどの教育と福祉との連携、障害児支援に関する相談窓口等の周知について、各都道府県教育委員会、障害児福祉主管課等に対し要請。
- 内閣府では、障害者施策ホームページにおいて、障害のある人への情報提供ページへのリンクが容易になるように東日本大震災関連情報のコーナーを設けているところ。

2 障害のある人の情報・コミュニケーションを確保するための施策

障害のある人の情報通信技術の利用機会の格差是正を図るため、障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進するとともに、アクセシビリティ指針の策定、JIS及び国際標準化の推進を通じて、これらシステムの普及を図り、また、ホームページ等のバリアフリー化を推進している。

テレワークの推進、情報ネットワークの整備、字幕付きビデオの作成等による情報提供体制の整備や字幕放送等の推進を通じて、障害のある人への情報提供の充実を図るとともに、手話、点訳等による支援やコミュニケーション支援絵記号の規格化等によるコミュニケーション支援体制の充実を推進。

【主な施策等】

- 地域生活支援事業において、障害のある人の情報通信技術の利用・活用機会の拡大を図るため、IT 関連施策の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターの運営や、パソコンボランティア養成・派遣等の IT 関連施策を、総合的かつ一体的に行う「障害者 IT 総合推進事業」を実施。
- 総務省では、「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、同研究会では、平成17年12月に、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を策定。その後、22年8月に「ウェブコンテンツ」に関する JIS の改正が行われたこと等を受け、22年度に本運用モデルの改訂を実施。
- 「新たな情報通信技術戦略 工程表」において、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標に向けて、関係省庁一体となってテレワークの普及啓発、環境整備を推進。
- 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営している「ないーぶネット（点字データ及び点字・録音図書の日録のオンライン利用システム）」と「びぶりおネット（点字・録音図書ネットワーク配信システム）」を、平成21年度に、新たに視覚障害情報総合ネットワーク「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供を実施。
- 平成21年1月、文化審議会著作権分科会における議論を踏まえ、障害者の情報アクセスを保障するための措置をすみやかに講じることが適当との報告書を取りまとめ。同年3月には、この内容を含む著作権法改正案を取りまとめ、同年通常国会に提出。この改正法は同年6月12日に可決・成立し、22年1月1日から施行。
- 法務省刑事局では、犯罪被害者やその家族、さらに一般の人々に対し、検察庁における犯罪被害者の保護・支援のための制度について分かりやすく説明した DVD 「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」の改訂版を全国の検察庁に配布。
- 平成18年10月から19年3月まで開催した「デジタル放送時代の視聴覚

障害者向け放送に関する研究会」における提言を踏まえ、平成19年10月、9年に策定した行政指針の字幕付与可能な放送番組の範囲を拡大するとともに、新たに解説放送に係る普及目標を追加した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定。新たな行政指針においては、字幕放送については29年度までに対象となる放送番組のすべてに字幕を付与、解説放送については29年度までに対象となる放送番組の10%に解説を付与する等の目標を定めており、普及目標の着実な達成に向けて、放送事業者の取組を促しているところ。

- 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、字幕番組等を制作する者に対してその制作費の一部について助成を実施。なお、平成24年度予算においても、4.0億円の予算を確保し、引き続き、助成を行うこととしているが、字幕放送に比べて普及が進んでいない解説放送や手話放送に対する助成を重点的に行うなど、効率的・効果的な助成を行うことができるよう、取組を推進しているところ。
- 各都道府県警察においては、聴覚に障害のある人のための字幕スーパー入り講習用ビデオの活用や手話通訳員の確保に努めているところ。